【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月11日
【報告者の名称】	かどや製油株式会社
【報告者の所在地】	東京都品川区北品川五丁目１番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川五丁目１番18号
【電話番号】	03-6721-6957（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部　管理部長　　水嶋　寛
【縦覧に供する場所】	かどや製油株式会社 （東京都品川区北品川五丁目１番18号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「当社」とは、かどや製油株式会社をいいます。
（注２）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社ITG-Gホールディングスをいいます。
（注３）　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
（注６）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注７）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
（注８）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年９月15日付で提出いたしました意見表明報告書（当社が2026年10月29日付、2026年10月30日付及び2026年11月９日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の10第８項において準用する法第27条の８第２項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

４　当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

4【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

（２）【意見の根拠及び理由】

④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（訂正前）

＜前略＞

また、当社及び本特別委員会は、これまでにＢ社から受領した提案書、デュー・ディリジェンス、経営陣へのインタビュー及び質疑応答等を通じ、Ｂ社が提示する企業価値向上施策について検討してまいりました。その結果、買収後の財務負担及び必要な成長投資への影響、当社固有の事業に対するシナジーの具体性及び実現可能性、当社ブランド並びに経営上の自律性への影響等を総合的に勘案した結果、Ｂ社再提案が当社の中長期的な企業価値向上に資するとの判断には至りませんでした。

当社及び本特別委員会は、以上の経緯及びかかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びＣ社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討してまいります。なお、本書提出日現在において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

（訂正後）

＜前略＞

また、当社及び本特別委員会は、これまでにＢ社から受領した提案書、デュー・ディリジェンス、経営陣へのインタビュー及び質疑応答等を通じ、Ｂ社が提示する企業価値向上施策について検討してまいりました。その結果、買収後の財務負担及び必要な成長投資への影響、当社固有の事業に対するシナジーの具体性及び実現可能性、当社ブランド並びに経営上の自律性への影響等を総合的に勘案した結果、Ｂ社再提案が当社の中長期的な企業価値向上に資するとの判断には至りませんでした。

その後、当社は、小澤氏及びインテグラルから、2026年11月６日付で、本公開買付価格を2,655円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年９月11日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値2,384円に対して11.37%、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値1,965円に対して35.11%、同過去３ヶ月間の終値単純平均値1,841円に対して44.22%、同過去６ヶ月間の終値単純平均値1,713円に対して54.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされる直前の2026年９月１日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,793円に対して48.08%、また、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値1,765円に対して50.42%、同過去３ヶ月間の終値単純平均値1,740円に対して52.59%、同過去６ヶ月間の終値単純平均値1,672円に対して58.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）とする提案書（以下「本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）」といいます。）を受領いたしました。なお、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における本公開買付価格は、小澤物産が本自己株式取得に応じることを前提とした価格であるとのことです。また、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）によれば、公開買付者は、小澤物産が本自己株式取得に応じることを前提として、公開買付期間満了までにおける法人株主との間の合意状況に応じて、(ⅰ)法人株主との間で、法人株主が保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①」といいます。）には、本公開買付価格を2,944円、(ⅱ)三菱商事との間で、三菱商事が保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）②」といいます。）には、本公開買付価格を2,806円、(ⅲ)三井物産との間で、三井物産が保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）③」といい、自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①及び自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）②とあわせて、自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）と総称します。）には、本公開買付価格を2,777円とするとのことです。

	公開買付者：法人株主から本自己株式取得を実行しない場合（注７）／Ｃ社：本自己株式取得（Ｃ社）を実行しない場合	公開買付者：自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①／Ｃ社：自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）②（注８）（注９）	公開買付者：自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）②（注10）	公開買付者：自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）③（注11）
公開買付価格（公開買付者）（１株当たり）	2,655円	2,944円	2,806円	2,777円
公開買付価格（Ｃ社）（１株当たり）	2,654円	2,907円	―	―

（注７）　小澤物産からは本自己株式取得を実行する前提です。

（注８）　11月６日付小澤氏表明（以下に定義します。）を踏まえ、創業家法人株主が本Ｃ社提案における本自己株式取得（Ｃ社）の対象とならないことを前提とすると、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）と本Ｃ社提案における公開買付価格の上限の比較は、現時点においては、自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①と自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）②を参照することが適切であると判断しております。そのため、上表には、自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における公開買付価格を含めておりません。当社がかかる判断をするに至った理由の詳細については、下記をご参照ください。

（注９）　具体的には、公開買付者又はＣ社が、法人株主（すなわち、三菱商事及び三井物産）との間で、法人株主が保有する当社株式の全てについて、本公開買付け又は本公開買付け（Ｃ社）に応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合のストラクチャーです。

（注10）　具体的には、公開買付者が、三菱商事との間で、三菱商事が保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合のストラクチャーです。

（注11）　具体的には、公開買付者が、三井物産との間で、三井物産が保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合のストラクチャーです。

この点に関連して、かかる本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）と本Ｃ社提案との比較について、当社及び本特別委員会は、次のように考えております。まず、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）において、小澤氏は、当社の独立性を維持しつつ、インテグラルとともに成長戦略を実行することが、当社の企業価値最大化に最も資するものと考えており、仮に公開買付者以外の候補者が最終的に本取引を実施することとなった場合であっても、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨が表明（以下「11月６日付小澤氏表明」といいます。）されております。そのため、当社及び本特別委員会は、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）と本Ｃ社提案を比較するに当たり、本Ｃ社提案について、創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とした公開買付価格（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における公開買付価格である、3,000円及び2,872円）を比較対象とすることは、現時点ではその実現可能性が合理的に存在するとはいえないため、適切ではないと判断いたしました。また、2026年11月９日時点において、Ｃ社は法人株主のいずれとの間でも本公開買付け（Ｃ社）への不応募及び本自己株式取得（Ｃ社）に関する契約を締結していないことから、本Ｃ社提案に記載の公開買付価格（Ｃ社）に関して2026年11月９日時点で確保されている条件に基づく価格を比較する観点では、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格2,655円と、本Ｃ社提案における本自己株式取得（Ｃ社）を実行しない場合の公開買付価格（Ｃ社）2,654円とを比較することが適切であり、かかる比較の結果、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格が公開買付価格（Ｃ社）を上回るものと判断いたしました。さらに、11月６日付小澤氏表明を踏まえ、創業家法人株主が本Ｃ社提案における本自己株式取得（Ｃ社）の対象とならないことを前提とした場合、本Ｃ社提案における公開買付価格（Ｃ社）の上限は、Ｃ社が法人株主（なお、創業家法人株主はここに含まれません。）との間で、当社による法人株主が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）②）の価格である2,907円となるのに対し、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格の上限は、既に不応募合意済みの創業家法人株主に加えて、法人株主との間で、当社による法人株主が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①）の価格である2,944円であり、上限価格の比較においても、本11月６日付提案（小澤氏及びインテ

グラル）における本公開買付価格が公開買付価格（Ｃ社）を上回るものと判断いたしました。なお、上記各価格を比較対象とすることは、公開買付者及びＣ社の両提案を、法人株主との合意の有無という観点から同条件で比較するものであり、適切であると考えております。

以上から、2026年11月８日に、11月６日付小澤氏表明を踏まえると、当社及び本特別委員会は、現時点で確保されている条件に基づく価格及び実現可能な上限価格のいずれの観点からも、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格は、公開買付価格（Ｃ社）を上回るものと判断できることから、本公開買付契約の定めに従い、本答申書の内容を変更する必要はなく、本公開買付けに対する賛同の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することが適切であり、公開買付者とＣ社との間の競争環境が引き続き維持されることは、当社の一般株主の利益の確保の観点からも合理性があると判断いたしました。

つきましては、本書提出日現在において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

以　上